

金武町指定品目一覧表

区分	対象区分	個別区分
野菜	青果物	いんげん、ゴーヤー、トマト、ミニトマト、オクラ、南瓜、島らっきょう、ピーマン、にんじん、スイートコーン、きゅうり、冬瓜、レタス、キャベツ、田芋、ばれいしょ、野菜パパイア、えだまめ、バジル、すいか、メロン、セロリ、ヘチマ、モーイ、クレソン、島とうがらし、モロヘイヤ、さやいんげん、さといも、その他の野菜類
果樹		マンゴー、パパイア、タンカン、パッションフルーツ、シークワサー、パインアップル、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、グアバ、島バナナ、あまSUN、中晩柑類（タンカン等）、アセローラ、びわ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		特用林産物（きのこ等）、ハーブ類（パクチー等）
花き	花き	輪ぎく、小菊、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類、その他切り葉類
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク（※3）

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 米及びサトウキビ

2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物

3 食品表示法で定める加工品（ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。）

4 次に掲げる注記事項（※）は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。